

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第21号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の 2 の 3」を「第12条の 2 の 5」に、「観光・交通・地域振興局」を「観光・交通振興局」に、「第12条の 5」を「第12条の 4」に、

「第 3 目 創薬研究開発センター（第 194条）

第 4 目 製剤開発支援センター（第 195条・第 195条の 2） を

第 5 目 薬用植物指導センター（第 196条） 」

「第 3 目 研究協力課（第 193条の 2）

第 4 目 創薬研究開発センター（第 194条）

に改める。

第 5 目 製剤開発支援センター（第 195条・第 195条の 2）

第 6 目 薬用植物指導センター（第 196条） 」

第 5 条中「観光・交通・地域振興局」を「観光・交通振興局」に改める。

第 6 条第 1 項の表中

	国 際 課	企画係 国際交流係 国際協力係
観光・交通 ・地域振興 局	地域振興課	企画・ブランド係 地域活力・中山間支援班

を

	国 際 課	多文化共生係 国際交流係
	移住・U I J ターン促進課	移住・交流促進係 U I J ターン促進係

に改め、同表厚生部の項中「地域包括ケア推進班 ねりんピック推進班」を「地域包括ケア推進班」に、「医師・看護職員確保対策班 県立大学看護学部整備班」を「医師・看護職員確保対策班」に、「振興開発班」を「振興開発班 くすりコンソーシアム推進班」に改め、同表商工労働部の項中「雇用推進係 人材育成係」を「人材育成係 雇用推進班」に改め、同表農林水産部の項中「換地業務係」を「土地改良企画係」に改め、同条第 2 項中「を、観光・交通・地域振興局に観光振興室及び総合交通政策室」を「及び地域振興・中山間対策室を、観光・交通振興局に総合交通政策室及び観光振興室」に改め、同条第 3 項の表を次のように改める。

室	班
総合交通政策室	並行在来線・広域交通対策班 航空路線利用促進班 空港施設班
観光振興室	立山黒部世界ブランド化推進班

第 8 条の表中

観光・交通・地域振興局	地 域 振 興 課
経 営 管 理 部	人 事 課

を

経 営 管 理 部	人 事 課
-----------	-------

に改める。

第9条中第18号から第20号までを削り、第21号を第18号とし、第22号を第19号とする。

第12条の2の3の次に次の2条を加える。

(地域振興・中山間対策室)

第12条の2の4 地域振興・中山間対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の活性化に関すること。
- (2) とやまブランドの推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 日本橋とやま館に関すること。
- (4) 市町村及び地域の振興に関すること。
- (5) 山村過疎地域等の振興に関すること。
- (6) 中山間地域の振興の総括に関すること。
- (7) 中山間地域等の人材の育成に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

(移住・U I J ターン促進課)

第12条の2の5 移住・U I J ターン促進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 移住及び交流の促進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 人材確保対策（U I J ターンに係るものに限る。）に関すること。

第2章第2節第1款の2の款名を次のように改める。

第1款の2 観光・交通振興局

第12条の3を次のように改める。

(総合交通政策室)

第12条の3 総合交通政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 航空路の開設及び利用促進に関すること。
- (2) 空港の管理及び整備に関すること。
- (3) 空港周辺地域の整備及び地元住民との連絡調整に関すること。
- (4) 空港管理事務所に関すること。
- (5) 地域交通施策の企画及び調整に関すること。
- (6) 地域公共交通の維持活性化に関すること。
- (7) 並行在来線対策に関すること。

(8) 新幹線関連施策に関すること。

(9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。

第12条の4中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 立山黒部のブランド化の推進に関すること。

第12条の5を削る。

第29条第9号中「登山届出」を「安全登山対策の推進」に改める。

第33条第12号を削る。

第59条中第23号を第24号とし、第2号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 森林経営管理に関すること。

第62条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関すること。

第78条に次の1項を加える。

3 観光・交通振興局においては、観光・交通振興局長の指定する職員が、観光・交通振興局内及び他の部局等との連絡調整等の事務を処理する。

第80条第36号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 研究協力課

第182条の表医療局の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第192条第2項の表以外の部分中「総務課」の次に「研究協力課」を加え、同項の表中

「総務課	射水市
------	-----

を

「総務課	射水市
研究協力課	射水市

に改める。

第4章第2節第36款中第5目を第6目とし、第4目を第5目とし、第3目を第4目とし、第2目の次に次の1目を加える。

第3目 研究協力課

(分掌事務)

第193条の2 研究協力課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究、研修及び技術指導の企画調整及び評価に関すること。
- (2) 設備機器の管理に関すること。
- (3) 知的財産権に関すること。
- (4) 広報等啓発活動に関すること。
- (5) 関係機関等との連絡調整に関すること。

第194条第5号中「企画調整」を「企画」に改め、同条第6号を削る。

第195条の2第5号を削る。

第196条第2号中「その指導、」を「調製加工並びにその指導及び」に改める。

第229条第1項の表富山農林振興センターの項中「指導班」を「指導班 国営事業推進班」に改める。

第230条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第6項の規定にかかわらず、富山農林振興センターの指導課の分掌事務は、同項の指導課の分掌事務に国営緊急農地再編整備事業（水橋地区）に関する事務を加えた事務とする。

第326条第1項の表観光・交通・地域振興局長の項中「観光・交通・地域振興局長」を「観光・交通振興局長」に、「観光・交通・地域振興局の」を「観光・交通振興局の」に、

企画調整室長	企画調整室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
--------	---------------------------

を

企画調整室長	企画調整室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域振興・中山間 対策室長	地域振興・中山間対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる室の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の室の名称	この規則の施行後の室の名称
観光・交通・地域振興局総合交通政策室	観光・交通振興局総合交通政策室
観光・交通・地域振興局観光振興室	観光・交通振興局観光振興室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
観光・交通・地域振興局観光振興室長	観光・交通振興局観光振興室長
観光・交通・地域振興局観光振興室課長補佐	観光・交通振興局観光振興室課長補佐
観光・交通・地域振興局総合交通政策室長	観光・交通振興局総合交通政策室長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室課長補佐	観光・交通振興局総合交通政策室課長補佐
観光・交通・地域振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長	観光・交通振興局総合交通政策室並行在来線・広域交通対策班長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長	観光・交通振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長

観光・交通・地域振興局総合交通政策室空港施設班長	観光・交通振興局総合交通政策室空港施設班長
観光・交通・地域振興局総合交通政策室空港施設班副係長	観光・交通振興局総合交通政策室空港施設班副係長
農林水産部農村整備課換地業務係長	農林水産部農村整備課土地改良企画係長
中央病院医療局診療部神経内科医長	中央病院医療局診療部脳神経内科医長

(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)

- 5 富山県通訳案内士法施行規則(昭和53年富山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「観光・交通・地域振興局観光振興室」を「観光・交通振興局観光振興室」に改める。

(人 事 課)

